第4節 調 整

(1) 概 況

①事件数

令和 2 年に取り扱った調整事件数は、集団的労使紛争については、あっせんが 3 件、調停が 1 件であり、仲裁はなかった。個別的労使紛争については、あっせんが 8 件であった。

最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分		年 /	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
取扱総件数			10	6	5	4	13	9	9	17	9	12
421	久心 干奴		0	1	0	0	1	0	1	1	0	1
<i>ک</i> ند	あっせ	<i>)</i>	6	3	2	2	5	2	3	4	2	3
労使紛争 集団的	めつせ	\sim	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
約	調	停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
于	仲	裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別的労使紛争		4	3	3	2	8	7	6	13	7	8	
の	あっせん		0	0	0	0	1	0	1	0	0	1

②取扱結果

ア 集団的労使紛争

令和2年に係属した4件は、全て当年内に終結した。

年 結果		平成28	29	30	令和元	2
	取扱件数	2	3	4	2	4
	解決	1	1	1	0	1
終結	取下げ	0	0	0	0	2
結	不開始	0	0	0	0	0
	打切り	1	1	3	2	1
콕	翌年繰越し	0	1	0	0	0

イ 個別的労使紛争のあっせん

令和2年に係属した8件のうち、7件は終結し、1件は翌年に繰り越した。

結果	年	平成28	29	30	令和元	2
-	H77+174/4-米/-	7	6	13	7	8
,	取扱件数	0	1	0	0	1
	解決	4	2	7	1	0
	件 伏	0	1	0	0	0
終結	取下げ	0	0	2	0	4
結	不開始	0	0	1	0	0
	打切り	2	4	3	5	3
11979		0	0	0	0	1
콧	翌年繰越し	1	0	0	1	1

⁽注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

③調整事項の状況

新規係属事件の調整事項別状況は次のとおりである。なお、1つの係属事件に調整事項が複数含まれる場合があるため、調整事項の総計と新規係属事件数は一致しない。

ア集団的労使紛争

平成28	29	00		
. //	29	30	令和元	2
1				1
1				1
	1	1		3
				1
				1
		1		
	1			1
		1		
		1		
	3	1		1
	1			
	2	1		1
1	1	1	1	2
1	1	1	1	2
1		2	2	
1		2	2	
3	5	6	3	7
2	3	3	2	4
	1 1 1 1 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 3 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 3 5

イ 個別的労使紛争

4 個別的労使紛争	年 平成28	29	30	令和元	2
調整事項				1	
経営または人事	7	3	11	4	5
ア解雇	2	3	1	1	1
イ配置転換・出向・転籍	1		2	2	1
ウ 復職			1	1	1
エ 懲戒処分	1		2		1
オ 退職	3		5		
カ 勤務延長・再雇用					1
キ その他経営または人事					
賃金等	2	1	4		1
ク 賃金未払い			2		1
ケ 賃金増額	1				
コ 賃金減額					
サ 一時金	1				
シ 退職一時金		1	1		
ス解雇手当					
セ 休業手当					
ソ諸手当					
タ その他賃金			1		
チ 年金(企業年金・厚生年	三金等)				
労働条件等	2	2	5		5
ツ 労働契約	1				2
テ労働時間			1		
ト 休日・休暇					
ナー年次有給休暇		1	1		1
ニー育児休業・介護休業					1
ヌー時間外労働	1		2		
ネ 安全・衛生					1
ノ福利厚生制度					
ハ社会保険					
ヒ労働保険					
フ その他の労働条件等		1	1		
職場の人間関係		2	4	5	6
ヘセクハラ					1
ホーパワハラ・嫌がらせ		2	4	5	5
その他			2	1	
マーその他			2	1	
総計	11	8	26	10	17
新規係属事件数	7	5	13	7	7

(2) 取扱事件一覧表

①集団的労使紛争

是凹凹为误构于		
番号	650	651
事件番号	令和2(調)第1号	令和2年(調)第2号
	あっせん	調停
当 申 請 者	A市現業労働組合	R株式会社
当事者申請者相手方	A市·A市教育委員会	R労働組合
事業内容	学校	廃棄物処理業
	教育、地方公務	
従 業 員 数	約6,000人	113人
争議参加人員	50人	不明
(組合員数)	50/	7,44
争議行為の状況	なし	なし
調整事項	民間委託の不拡大、会計年度任用職員の任 用枠の確保	賃金、一時金および退職金の引上げ、就業 規則の交付、組合掲示板の設置等
労働者側主張	市の幼稚園および小中学校の用務員が	
刀 數有 閃玉水	令和2年度から会計年度任用職員へ移行	書回答の内容から譲歩せず、毎回平行線の
	するにあたり、勤務条件について令和元年	
	7月までに市および教育委員会と団体交	
	渉を経て合意したが、同年10月になって当	料は自治体から十分に支払われているは
	局は任用枠を削減し民間委託を拡大する	ずであり納得できない。また、決算書の開
	とともに、一日の勤務時間を削減すると一	示を再三要求してきているにもかかわら
	方的に通告してきた。従来、退職者分に限	
	られていた民間委託の大幅な拡大は多く	する。
	の雇止めを伴うものであり、団体交渉での	<i>,</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	合意を事後に一方的に覆すことは騙し討	
	ちであって組合軽視も甚だしく許されな	
	V ₂ °	
使用者側主張	用務員の民間委託の拡大は従来からの	団体交渉は毎年複数回開催してきてお
区/11日闪土派		り、人事評価制度の導入や賃上げ等、誠実
		に対応してきた。賃金水準は同業他社と比
	事項であり、組合の合意は必要としない。	較しても低くない。会社としては持続可能
	用務員の勤務時間も既に決定したことで	な経営を行う必要があり、賃金以外にも資
	ある。	金を配分する必要がある。決算書について
		は、誤解や混乱を招くおそれがあり、開示
		は適当ではない。
	<u> </u>	Λ (H Ω /C Λ Π ΩΩ C
	令和 2 年 1 月 16日	令和 2 年 4 月30日
終結年月日		令和 2 年12月16日
	取下げ	打切り
終結要旨	被申請者から組合が受入れ可能な案が示	4回にわたり調停を開催したが、双方の主
	されたことにより、取り下げられた。	要な主張の隔たりは依然大きかったため、
=m ±6 10 11 =	I II I ABELON	打ち切った。
調整担当員	本开裕明 (公)	吉田和宏(公)、白崎直樹(労)、清水しのぶ(使)

番 号	652	653
	令和2(調)第3号	令和2年(調)第4号
	あっせん	あっせん
当 申 請 者	K合同労働組合	社会福祉法人T
当事者申請者相手方	O株式会社	労働組合T
	運送業	社会福祉
従 業 員 数	50人	37人
争議参加人員	14人	27人
(組合員数)		
争議行為の状況	なし	なし
調整事項	団体交渉の開催	団体交渉の開催
労働者側主張	パワハラ行為を行う職員の処分と配置	2月に開催された「2020年度に向けた就
77 127 12 12 12	転換、庸車便優先取扱いの見直しおよび再	業規則の改正について」の説明会で、「わ
	雇用職員の昇給改善を文書で求め、併せて	たり(昇給の際、職階に対応した級より上
	団体交渉の開催を申し入れたが、再三延期	の級の給与額を適用すること)」を廃止す
	されたうえ、一度示された回答書も撤回、	るとの説明があったため、3月に「わたり」
	回収された後、団体交渉について何らの連	廃止に係る団体交渉を文書で申し入れた
	絡もされなかった。	が、年度末は忙しいので新年度以降に設定
		する旨回答があった。それにもかかわら
		ず、4月1日に「わたり」が廃止された。
		これを受けて改めて団体交渉を求める
		とともに、5月には「わたり」廃止の撤回
		を求める請願書を提出したところ、6月に
		説明会が開催されたが、「不利益はない。
		決まったこと。」を繰り返すのみで、その
Harris Av Jed N. 3E		後何らの進展もなかった。
使用者側主張	団体交渉の遅延理由としては、交渉事項	
	が個人的な内容であり、団体交渉ではな	· ·
	く、申請者分会長と個別折衝していたこと や業務繁忙のため時間が取れなかったた	や、業務上夜間しか交渉ができないところ、2つの施設で日程調整が困難であった
	めであり、団体交渉を拒むものではない。	ことであり、団体交渉から逃げているつも
	のとのり、国体大砂を記むものではない。	りはなく、コミュニケーションは取りたい
		と考えている。
由請年日日	令和2年6月2日	令和 2 年 8 月21日
	令和 2 年 6 月22日	令和 2 年10月30日
	解決	取下げ
	令和2年6月16日に団体交渉が開催され	令和2年9月28日および10月28日に団体
	たことにより、取り下げられた。	交渉が開催されたことにより、取り下げら
		れた。
 取 切 以 日	 土井裕明(公)	中睦(公)

②個別的労使紛争

加利的牙使粉争		
番 号	個90	個92
	令和元年(個)第6号	令和2年(個)第1号
当 事 者 相 手 方	被申請者従業員	被申請者従業員
	N株式会社	株式会社S
	運輸・郵便業	製造業
従 業 員 数	500人以上	99人以下
雇用形態	正社員	正社員
調整事項	以前所属していた職場への配置転換、また	労災補償および職場復帰への協力、職場環
	はパワハラを行った上司の異動	境の改善等
労働者側主張	管理職として異動した直後から、体調の	上司によるパワハラ行為と過重労働に
	悪化により手術が必要となったにもかか	より、精神疾患を発症して休職せざるを得
	わらず、上司から業務の進捗状況を執拗に	なくなった。しかし会社はパワハラの事実
	問われたり、管理職を自ら降格するよう求	を認めず、精神疾患を私傷病扱いするな
	められたりし、さらには復帰が困難な職場	ど、労災補償にも非協力的である。
	状況にするなど、様々なパワハラを受け	会社の対応について説明を求めたとこ
	た。このことについて、社内の相談室およ	ろ、会社は突然弁護士を選任し、直接の交
	び本社に報告したが、十分な対応がされな	渉を拒むようになった。
	かった。	会社はパワハラと過重労働による精神
	現在は職場に復帰したが、体調不安を抱	疾患発症の責任を認め、労災補償への協力
	えた状況であるため、以前所属していた負	や職場環境の改善、職場復帰への協力をす
	担の少ない職場に異動したい。それが困難	べきである。
	であるなら、当該上司を異動させてほし	
	γ ₂ °	
使用者側主張		パワハラ行為については会社の内部調
		査のみならず、弁護士による調査において
		も存在が認められなかった。申請者の主張
		には録音等の客観的証拠もなく、認められ
	り、降格については勧奨にすぎず申請者に	ない。また、時間外労働も慢性的に過重だ
	応じる義務はないものである。	ったとは言えない。
	人事異動についても何らかの約束をす	労災補償への協力や職場環境の改善に
	ることは困難である。	ついては、既に最大限の配慮を行ってきて
		おり、これ以上の対応は不可能である。
		弁護士の選任については、申請者が先に
		弁護士の名前を出してきたためやむなく
		行ったものである。
-	令和元年9月27日	令和2年1月31日
	令和2年1月10日	令和2年2月13日
	打切り	取下げ
終結要旨	あっせんを開催したが、双方の主張に隔た	あっせん申請事項については民事訴訟で
	りが大きいため打ち切った。	争うこととするとして、取り下げられた。
あっせん員	吉田和宏(公)、池内正博(労)、吉田郁雄(使)	中睦(公)

番 号	個93	個94、個95、個96
	令和2年(個)第2号	令和2年(個)第3号、第4号、第5号
	被申請者元従業員	被申請者従業員
1 ユ. ————	株式会社A	株式会社W
	小売業	製造業
	9人以下	20人以下
雇用形態	パート・アルバイト	パート2人、有期契約社員1人
調整事項	懲戒解雇の撤回(会社都合退職への変更)、	労働契約不利益変更及びパワハラ・セクハ
	出勤停止処分の撤回、有給休暇の取得等	ラ等対する金銭補償、賞与減額分の支払い
労働者側主張	3月時点ではゴールデンウィーク中は	社長からの日常的なパワハラ(セクハ
	休業日であったため予定を入れた。	ラ、マタハラ)、新型コロナウイルス感染
	業務上のミスはその都度反省し、謝罪も	拡大の影響を理由とした一方的な雇用条
	している。そもそも十分な指導を受けてい	件の不利益変更および産休・育休明けの復
	ない。	職の相談を放置されたことなどにより負
	社会通念上理解できない発言はプライ	った精神疾患に対する金銭的補償を求め
	ベートな会話におけるものであり、懲戒解	る。
	雇されるようなものではない。	また、妊娠報告後に不当に減額された賞
	また、新型コロナウイルスに係る緊急事	与の減額分の支払いを求める。
	態宣言下に複数人で外出するとの発言は	
	事実無根であり、出勤停止処分は受け入れ	
	られない。	
	さらに、有給休暇の取得は労働基準監督	
	署に相談のうえ申請しており認められる	
	べきである。	
使用者側主張	ゴールデンウィーク中の出勤を条件に	
	採用されたにもかかわらず、再三の出勤要	
	請にも応じず、勤務態度も不良で改善の見	
	込みもない。さらに「新型コロナウイルス	
	に感染しても構わない。」など、社会通念	
	上理解できない発言で周囲に恐怖感を与	
	えており、懲戒処分は妥当なものである。	
	また、新型コロナウイルス自粛期間中に	
	複数人で外出すると言っていたので、職場	
	での感染を下げるためやむなく出勤停止	
	処分にした。	
	さらに、出勤停止期間中の有給休暇の取	
	得は認められない。	
由註左口口	△和 2 年 E 日 20 □	△和9年7月90日
	令和 2 年 5 月20日 令和 2 年 6 月 9 日	令和 2 年 7 月29日 令和 2 年 8 月24日
	打切り	取下げ
終結要旨	使用者があっせん応諾に条件をつけ、それ	使用者側調査前に、会社から納得できる条件担子があるため、取り下げとれた
± ,1 , =	を申請者が拒否したため打ち切った。	件提示があったため、取り下げられた。
あっせん員	中阿饼—(公)	中岡研二(公)、中睦(公)

番 号	個97	個98
	令和2年(個)第6号	令和2年(個)第7号
	被申請者子会社従業員	被申請者従業員
当 事 相 手 方		N株式会社
事業内容	学校教育	運輸・郵便業
従業員数		500人以上
	有期契約社員	正社員
調整事項		現在または同種の職場での再雇用、管理職
	および指導	扱いでの再雇用
労働者側主張	子会社社長と対面で話合いをしている	昨年、パワハラによる体調悪化の懸念か
	最中に暴言を吐かれ、椅子を蹴られるとい	ら人事異動を求めてあっせんを申請し、不
	う暴力行為を受けた。直ちに謝罪を求めた	調に終わったもののその後希望していた
	が真摯な謝罪のないまま長期間経過した。	異動が叶った。しかし、この異動で管理職
	また、子会社社長は、普段から社長の資質	から外れたことが原因で、定年退職以降は
	に欠ける行為が目立っている。子会社社長	現場での再雇用が不可避となった。異動後
	は被申請者の職も兼務していることから、	も一段と健康が悪化していることから現
	被申請者は子会社社長を指導する義務が	場での再雇用は心身への負荷が大きく耐
	ある。	えられない。安全配慮の面から現在または
		同種の職場での再雇用を求めたい。
		また、昨年の異動時に再雇用に重大な影
		響が生じるとの情報が伏せられていたこ
		とは「騙し討ち」であり容認できない。さ
		らに、長年管理職を務めた実績からも管理
		職扱いで現場以外の職場で再雇用される
		ことを強く望む。
使用者側主張	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	現職場への異動は、申請者の「管理職の
	るが、本件はあくまでも子会社の業務につ	業務が負担である」との要求に応えたもの
	いて子会社の中で発生した紛争である。子	で、健康状態に配慮した異例の措置であっ
		たところ、今になって管理職の取扱いを受
	は、本件に関して子会社社長を指導する何	けたいとの要求には応じられない。
	らの義務を負うものではない。	定年退職直前の職により再雇用後の職
		務が決定する制度は最近できたもので意図的に情報などはていなわけではない。
		図的に情報を伏せていたわけではない。 そもそも現場の仕事が全て心身の負担
		てもても現場の仕事が全く心身の貝担 になるとは考えておらず、現場の個別の業
		高になるとは考えておりず、現場の個別の未 務と申請者の病状悪化との因果関係も不
		明であるから現場での再雇用が直ちに安
		全配慮義務違反になるとは考えていない。
	<u> </u>	·
	令和 2 年11月12日 Ø屋中	令和 2 年11月16日
終結年月日	係属中	令和 2 年12月 1 日
結 果	<u> — </u>	打切り
終結要旨	_	使用者があっせんを辞退したため打ち切
な。よ)早	山暁(小) 孙内正博(兴) 山口芋(桂)	った。
めっせん貝	中睦(公)、池内正博(労)、山口茂(使)	中岡研二(公)